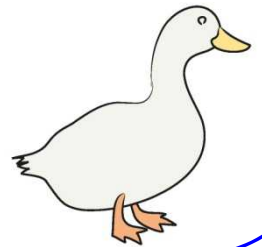
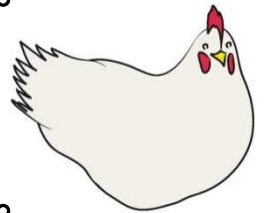


家畜衛生だより

平成24年 2月 第16号
東部家畜防疫獣医師会
東部家畜防疫運営協議会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

◎海外で鳥インフルエンザが発生しています!!

- ・台湾で低病原性鳥インフルエンザが発生しました。
発生日:2011年11月25日
発生地:彰化県(産卵鶏63,000羽中200羽で発生)
血清型:H5N2型
- ・香港で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。
発生日:2012年1月20日
発生地:深井青山公路周辺の海岸(ガチョウ1羽の死体)
血清型:H5N1型
- ・オーストラリアで低病原性鳥インフルエンザが発生しました。
発生日:2012年1月25日
発生地:ビクトリア州メルボルン
(アヒル肥育農場で発生。24,500羽を淘汰)
血清型:H5型(NAの亜型については現在調査中)



☆発生予防のため、 今一度衛生管理の徹底を!!

☆野鳥・野生動物との接触防止

- ・防鳥ネットの点検・整備

☆農場内へのウイルスの侵入防止

- ・衛生管理区域へ出入りする際は専用の作業衣・長靴を使用
- ・農場出入口での消毒の徹底
- ・消石灰等による畜舎周辺の消毒

☆健康観察を行い、異常があれば家畜保健衛生所に連絡



家畜伝染病予防法が改正されました
— 飼養衛生管理基準の見直しと定期報告 —

定期報告書の提出について

- ・法改正により、家畜の所有者に毎年の定期報告が義務づけられました。平成24年の定期報告書の様式は先日、家畜保健衛生所から送付いたしましたので必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出してください。
- ・定期報告書、添付書類は必ず**農場ごとに作成**してください。
- ・報告事項は、2月1日時点のものとしてください。
- ・定期報告書の提出先は農場が所在する市町村の畜産担当部署（産業振興課、農林水産課等）です。
- ・提出にあたって御不明な点があれば、東部家畜保健衛生所衛生指導課までお問い合わせください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

家きん舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）、家きん舎ごとの専用の靴（ブーツカバーでも可）を使用し、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張りましょう。

3. 家きんの健康観察と早期通報

毎日、家きんの健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

農場へ立ち入った人や車両、導入した家きんの記録を取っておきましょう。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備

埋却用の土地（焼却または化製処理でも可）を準備しておきましょう。

問い合わせ先：東部家畜保健衛生所

TEL 0475-52-4101 FAX 0475-52-3335